

越村惣次郎(大阪産業経済リサーチセンター主任研究員)

小規模企業政策に関する一考察

－大阪府の制度改革を事例として－

産開研論集(大阪府商工労働部) No.27
pp.13～24 2015.3.

2014年6月に小規模事業者に焦点を当てた「小規模企業振興基本法」が成立した。これにより、小規模事業者が、その強みを最大限発揮できるように、とくに地域活性化と不可分である小規模事業者の活力向上、事業承継の円滑化、商工会・商工会議所等の支援体制の強化等の検討が進められている。

具体的に、「小規模企業振興基本計画」(2014年10月3日閣議決定)において、需要を見据えた経営の促進、新陳代謝の促進、地域経済の活性化に資する事業活動の推進、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備等が目標として設定された。

また、2015年7月には「小規模企業振興基本法」に基づき、初回となる『小規模企業白書』が公開された。

本論文は、こうした国の小規模企業に関する政策見直しの先行事例として、大阪府が実施した商工会・商工会議所との連携支援体制の改革を紹介したものである。

すなわち、大阪府では2008年度から商工会議所等と協ししつつ、小規模企業施策の抜本的な見直しに取り組み、新たな連携支援体制を構築しつつある。その中心は、①小規模経営支援事業の改革として補助金の削減、②人件費補助から事業費補助への転換、③事業目標の設定と事業評価制度の導入による実績主義の強化等、新

たな枠組みの構築である。

しかし、2008～2009年度においては、期待通りの成果が見られなかったという。そこで、2010年度から、支援実績の詳細な把握、実績の評価結果に応じた補助金交付の徹底に取り組んだ。それは、①経営相談支援事業におけるカルテ方式の導入、②地域活性化事業支援メニューの標準化、③支援内容の質的側面を含めた評価体制の確立(「事業評価委員会設置」「利用者満足度調査」等)、④支援実績の結果を反映した補助金交付の徹底、⑤商工会議所等と民間専門家が競い合える支援環境の創出等である。

その結果、①改革は事業のコストパフォーマンスを高めることに貢献した、②人件費補助から事業費補助への転換により、難易度の高い支援内容に取り組むインセンティブを付与することに繋がった、③カルテ方式によって事業のモニタリング機能が高まり、事業実績に見合った補助金交付の精度を高めることになった等、評価している。

最後に、府の改革は未だ途上にあり、商工会議所等とともに、さらなる取り組みが必要と結ばれている。

このように、本論文は小規模企業政策に関する、大阪府の制度改革について主に府の公表資料、データ(「事業評価委員会」「利用者満足度調査」等)、および施策実施関係機関(商工会・商工会議所等)へのヒヤリングを中心にまとめ、経緯と現状を紹介したものである。

学術的調査研究としては、政策対象者である小規模企業に対する、著者の問題意識に基づく直接的独自調査等、より科学的・客観的データに依拠した分析・考察が重要となろう。

(流通科学大学名誉教授 高田亮爾)